

黒部市 発表
令和5年6月2日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

- ①黒部市総務課
電話 0765 (54) 2112
- ②③黒部市税務課
電話 0765 (54) 2117
- ④市民環境課
電話 0765 (54) 2501
- ⑤くろべ牧場まきばの風
電話 0765 (52) 2604
- ⑥黒部市立図書館
電話 0765 (54) 2311

条例の一部改正（6月定例会 提出案件）**【①黒部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について】****1 目的**

特殊勤務手当のうち感染症防疫業務従事手当について、国及び県の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講ずる所要の改正を行うものです。

2 内容

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る手当の特例を廃止するとともに、同感染症の変異株等が新型インフルエンザ等に該当することになった際に、当該感染症対策業務に係る手当を支給できる特例措置を講ずるための規定の整備を行うものです。

3 施行期日

公布の日の翌日

【②黒部市税条例の一部改正について】**1 目的**

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年3月31日公布）の施行に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うものです。

2 内容**(1)個人市民税**

- ①令和6年度から課税される森林環境税の根拠法である森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び同法施行令が整備されたことに伴う所要の規定を整備するものです。
- ②給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に係る法規定の新設にあわせた新設及びそれに伴う項ずれを修正するものです。

(2)軽自動車税

- ①ミニカー区分から三輪の特定小型原付（いわゆる電動キックボード）が除外されることによる所要の規定を整備するものです。

②軽自動車税の環境性能割及び種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納付不足額を徴収する際に加算する割合を 10%から 35%に引き上げる規定を整備するものです。

3 施行期日

- (1) ①令和 6 年 1 月 1 日 ②令和 7 年 1 月 1 日
(2) ①令和 5 年 7 月 1 日 ②令和 6 年 1 月 1 日

【③黒部市国民健康保険税条例の一部改正について】

1 目的

黒部市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、国民健康保険税の課税限度額を見直すことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

2 内容

(1) 課税限度額を引き上げる改正

課税限度額の内訳	(改正前)	(改正後)
・基礎課税額	65 万円	→ 65 万円 (改正なし)
・後期高齢者支援金等課税額	<u>20</u> 万円	→ <u>22</u> 万円
・介護納付金課税額	17 万円	→ 17 万円 (改正なし)
限度額 計	<u>102</u> 万円	→ <u>104</u> 万円

(2) 課税限度額の引上げに伴う国民健康保険税の減額時の限度額を改正 (第 24 条 第 1 項)

3 施行期日

公布の日

【④黒部市印鑑条例の一部改正について】

1 目的

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和 5 年 4 月 19 日公布) の施行に伴い、これに関連する本条例について所要の改正を行うものです。

2 内容

個人番号カードの機能 (電子証明書) をスマートフォンに搭載することが可能となることに伴い、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付に際し、個人番号カードでの交付に加え、移動端末設備用電子証明書が搭載されたスマートフォンでも交付できるようにするものです。

3 施行期日

公布の日

【⑤黒部市くろべ牧場まきばの風条例の一部改正について】

1 目的

牛や山羊を酪農家や事業者から預かり育成する預託事業について、円安や原油価格高騰の影響等により家畜の育成に必要な飼料等の価格が高騰していることに伴い、本条例で規定している使用料について、所要の改正を行うものです。

2 内容

家畜の育成のための使用料（1頭1日あたりの使用料）

内容	現行	改正後
乳用牛（市外利用者）	630円	<u>690円（+60円）</u>
乳用牛（市内利用者）	530円	<u>590円（+60円）</u>
山羊（雌山羊）	250円	<u>320円（+70円）</u>
山羊（種雄山羊）	150円	<u>190円（+40円）</u>
山羊（仔山羊）	150円	<u>190円（+40円）</u>

3 施行期日

令和5年10月1日

【⑥黒部市立図書館条例の一部改正について】

1 目的

黒部市立図書館（現所在地：植木）及び黒部市立図書館宇奈月館（所在地：下立）について、利用者に分かりやすい名称に変更するため、黒部市立図書館のくろべ市民交流センターへの移転にあわせ、本条例について所要の改正を行うものです。

2 内容

名称の変更

（現行）

（改正後）

黒部市立図書館 → 黒部市立あおーよ図書館

黒部市立図書館宇奈月館 → 黒部市立宇奈月図書館

3 施行期日

黒部市くろべ市民交流センター条例の施行の日